

平成22年11月26日

川口市長 岡村 幸四郎 様

川口市自治基本条例運用推進委員会

委員長 三宅雄彦



川口市自治基本条例の運用及び啓発について（平成22年答申）

平成21年12月4日付川総政発第55号をもって諮詢を受けた川口市自治基本条例の運用及び啓発について、下記のとおり答申します。

一 はじめに

川口市自治基本条例運用推進委員会は、「川口市自治基本条例」（平成21年4月1日施行。以下「自治基本条例」という。）の運用及び啓発について、平成21年12月4日から現在まで8回にわたり委員会を開催し、調査・審議した上で、以下のようない結論を得ました。

二 自治基本条例の運用について

自治基本条例の運用を調査・審議するにあたり、本年は、条例の内容全体の実現を概括的一般的に検討するのではなく、条例の個別条項の実施を、関連する個別条例を考慮し、個別的具体的な市の施策を検討対象とすることを基本的な方針としました。そこで本年は、情報公開、行政手続、行政組織の三つのテーマを調査・審議対象としたものです。

なお、自治基本条例が規定する事項は多くありますが、ある事項につき本答申が言及しないことは、本委員会がそれを自治基本条例に適合しているものと認めることを意味するものではありません。

（1）情報公開制度（自治基本条例第7条第2項、第12条関係）

市民の申請に基づく情報公開については、申請手数料の是非など慎重に判断すべき問題もありますが、現行の制度及び運用は、おおむね自治基本条例の規定に従っていると思われます。

もっとも、市からの自発的な情報提供については、「市政の運営に関する情報を……積極的に提供するよう努めなければならない。」とする自治基本条例第12条からすれば、必ずしも改善の余地がないわけではないと思われます。具体的には以下のとおりです。

- 申請や問い合わせなどで庁内の各種窓口を訪れる市民に対して、関連する情報をより体系的効果的に伝達する可能性について検討すること。

(2) 行政手続制度（自治基本条例第21条関係）

行政手続については、行政手続法、及び、一部を除きこれとほぼ同じ内容を持つ、川口市行政手続条例（以下「行政手続条例」という。）と川口市パブリック・コメント手続実施要綱などがすでに制定され、これらに基づいた行政運営が実施されていることから、現行の制度及び運用は、おおむね自治基本条例の規定に従っていると思われます。

もっとも、行政手続条例の制定を早急に求める行政手続法の制定から10年以上経過していること、「行政運営における公正の確保及び透明性の向上」について明文で規定する自治基本条例第21条が「最高規範」として既にあることからすれば、必ずしも改善の余地がないわけではないと思われます。具体的には以下のとおりです。

- 行政手続について、川口市独自のルールが必要かどうか、必要だとすればいかなるルールを設けるべきか、不要だとすればなぜ不要であるのか、これらについて検討するよう努めること。

(3) 行政組織制度（自治基本条例第22条関係）

行政組織については、組織機構検討委員会において組織機構の改正について毎年検討されて、その検討に基づいた機構改正が行われていることから、現行の制度及び運用は、おおむね自治基本条例の規定に従っていると思われます。

もっとも、こうした行政組織の見直しについては、行政組織を「市民の視点に立った、効率的で、かつ、事務の執行に当たって責任の所在が明確となるものに整備するとともに、その見直しに努めなければならない。」とする自治基本条例第22条からすれば、各部署の要望の積み上げに基づいたミクロ的な組織改正の検討のみならず、市の組織の全体像や長期的な行政課題を考慮に入れた、いわばマクロ的な検討の必要があると思われます。具体的には以下のとおりです。

- 申請や問い合わせに訪れる市民の視点から、行政組織、庁内の情報共有のあり方について改善の余地がないか検討するよう努めること（例えば、FAQの充実など）。
- 組織機構検討委員会のありかたを含めて、包括的な組織改正を検討する体制が必要かどうかを検討すること。

三 自治基本条例の啓発について

自治基本条例の運用を確実にする最も有効な手段は、市政の主権者である市民が自治基本条例を実行する意思をもつことです。しかしながら、技術的な法文形式を持ち、理念的で包括的な内容を持つ自治基本条例は、その市民の具体的な日常生活との関係が見えにくく、それゆえ市民にとって必ずしも理解が容易なものとなっていないのが現状です。

そこで、自治基本条例への市民の意識を高めるには、直接的に市民への自治基本条例の啓発を図るだけでなく、市民の要望を受けつつ市民に向けて市政運営を行う議会、市長、職員

が、まずは自治基本条例を理解し、各種施策の合理性や必要性を自治基本条例から説明し、そうした自治基本条例に根ざす市政運営を確実にすることを通じて、自治基本条例に対する市民の理解を深めることも重要であると思われます。

つまり、こうした直接的な啓発と間接的な啓発を適切に組み合わせることは、これらが、「市長その他の任命権者は、職員が市民の視点に立った政策の立案及び効率的な事務の執行ができるよう職場環境を整備し、職員の意欲及び能力の向上を図るよう努めなければならない。」と規定する自治基本条例第23条第2項、「職員は、職務に必要な知識、技能等の向上を図り、自ら市民の一員であることを認識し、自治を実現するために公平、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。」と規定する同第24条、「議員、市長及び職員は、法令を遵守するとともに、この条例が本市の最高規範であることを認識した上で、その理念に基づき高い倫理観を持って職務を遂行しなければならない。」と規定する同第32条とそれぞれの項目で規定されることからも、重要であると思われます。具体的には以下のとおりです。

- 広報紙、ホームページ、町会相談員制度などを通じて、自治基本条例の広報活動に引き続き努めること。その際、「川口市の憲法」や「川口市民の憲法」などのキャッチフレーズで自治基本条例の役割を分かりやすくするように、また、川口市の将来をになう子どもたちにも理解できるように、工夫すること。
- 職員への各種研修において、自治基本条例の理解のためのカリキュラムを引き続き設定すること。
- 行政評価における評価シートに、関連する自治基本条例の条項を記載する項目を設けることを検討すること。

四 その他

以上のような自治基本条例の運用及び啓発について議論する中で、市政に対する市民の責任や自覚をどのようにうながすかが、絶えず問題となりました。自治基本条例第3条が「市民は、自治を実現するために、主権者として自ら、自治の主体としての自覚を持ち、市政に参加するように努めるものとする。」と規定するように、市政に対する市民の「当事者意識」をいかに涵養するか、ということにも引き続き配慮することが重要であると思われます。

また、自治基本条例第5条第3項、第7条第5項及び第30条が規定する、協働推進条例、市民参加条例及び市民投票条例の制定が予定されていますが、本委員会としても、今後これらの条例の制定について注視していきたいと考えます。

なお、自治基本条例の運用及び啓発に関する本委員会における議論については、今後改善の余地もあると思われます。将来的には、委員の定員や任期、委員会の開催日数などが問題となると考えられます。

以上